

令和7年5月30日（金）

1 目 目

（条例・補正予算等上程審議、質疑・討論・一部採決、常任委員会付託）

令和7年5月30日～6月16日

町議会定例会会議録

令和7年5月30日第2回上三川町議会定例会は、上三川町役場大会議室に招集された。

1. 応招議員は、次のとおりである。

第1番 隅内 和男	第2番 松本 信明
第3番 鶴見 典明	第4番 田崎 幸夫
第5番 上村 康幸	第6番 篠塚 啓一
第7番 志鳥 勝則	第8番 海老原友子
第9番 勝山 修輔	第10番 津野田重一
第11番 田村 稔	第12番 稲見 敏夫
第13番 小川 公威	第14番 稲川 洋

2. 出席議員は、次のとおりである。

第1番 隅内 和男	第2番 松本 信明
第3番 鶴見 典明	第4番 田崎 幸夫
第5番 上村 康幸	第6番 篠塚 啓一
第7番 志鳥 勝則	第8番 海老原友子
第9番 勝山 修輔	第10番 津野田重一
第11番 田村 稔	第12番 稲見 敏夫
第13番 小川 公威	第14番 稲川 洋

3. 欠席議員

なし

4. 職務のため本会議に出席した者は、次のとおりである。

議会事務局長 大山 光夫 書記（総務係長） 山崎 圭美
書記（主事） 石川 雄大

5. 執行機関より出席した者は、次のとおりである。

町 長	星野 光利	副 町 長	和田 裕二
教 育 長	増渕 忍	総務課長	星野 和弘
企画課長	柴 光治	税務課長	信夫 一行
住民課長	高橋 文枝	地域生活課長	沢邊 孝
健康福祉課長	海老原昌幸	子ども家庭課長	浜野 知子
農政課長兼農業委員会事務局長	松本 勝彦	商工課長	保坂 武志
都市建設課長	鈴木 伸司	建築課長	星野 敏克
上下水道課長	猪瀬 保夫	会計管理者兼会計課長	日野 妙子
教育総務課長	佐藤 史久	生涯学習課長	深谷 昇
デジタル推進室長	田仲 進壽		

6. 本会議の事件は、次のとおりである。

日程第1	会議録署名議員の指名
日程第2	会期の決定
日程第3	報告第1号 令和6年度上三川町一般会計予算継続費繰越計算書について
日程第4	報告第2号 令和6年度上三川町一般会計予算繰越明許費繰越計算書について
日程第5	報告第3号 令和6年度上三川町一般会計予算事故繰越し繰越計算書について
日程第6	報告第4号 令和6年度上三川町水道事業会計予算繰越計算書について
日程第7	報告第5号 令和6年度上三川町下水道事業会計予算繰越計算書について
日程第8	議案第37号 町長の専決処分の承認を求めることについて（上三川町税条例の一部改正に関する専決処分）
日程第9	議案第38号 町長の専決処分の承認を求めることについて（上三川町国民健康保険税条例の一部改正に関する専決処分）
日程第10	議案第39号 町長の専決処分の承認を求めることについて（上三川町都市計画税条例の一部改正に関する専決処分）
日程第11	議案第40号 上三川町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について
日程第12	議案第41号 上三川町税条例の一部改正について
日程第13	議案第42号 令和7年度上三川町一般会計補正予算（第1号）

午前10時00分 開議

○議長【稲川 洋君】 皆さん、御起立願います。

(全員起立)

○議長【稲川 洋君】 おはようございます。

(議員・執行部 一同礼)

○議長【稲川 洋君】 御着席ください。

令和7年第2回上三川町議会定例会の開催に当たり、一言御挨拶申し上げます。

本定例会は、条例改正などの重要議案が提出されます。議員各位には慎重かつ建設的に審議を尽くされ、町民の負託に十二分に応えられますよう期待します。また、議会運営につきましても御協力をお願い申し上げまして、開会の挨拶とさせていただきます。

ただ今から令和7年第2回上三川町議会定例会を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。

ただ今の出席議員数は14人です。

○議長【稲川 洋君】 日程に入る前に諸般の報告をいたします。

議会事務局長に報告させます。議会事務局長。

○議会事務局長【大山光夫君】 それでは、諸般の報告をいたします。

まず、監査関係については、お手元に配付のとおり、令和7年2月分から4月分までの3カ月分の例月現金出納検査結果が提出されております。また、組合議会関係では、令和7年第1回石橋地区消防組合議会定例会審議結果及び令和7年第1回小山広域保健衛生組合議会定例会の審議結果が提出されております。

以上で諸般の報告を終わります。

○議長【稲川 洋君】 それでは、日程に入ります。本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

○議長【稲川 洋君】 日程第1、会議録署名議員の指名を議題といたします。

会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員に、2番・松本信明君、3番・鶴見典明君を指名いたします。

○議長【稲川 洋君】 日程第2、会期の決定を議題といたします。

本定例会の会期につきましては、過日、議会運営委員会で慎重に審議され、お手元に配付のとおりであります。

会期日程案について、議会運営委員長の報告を求めます。8番、議会運営委員長、海老原友子君。

(8番・議会運営委員長 海老原友子君 登壇)

○8番・議会運営委員長【海老原友子君】 本日招集されました令和7年第2回町議会定例会の会期・運営につきまして議長より諮問され、5月9日、15日及び22日に議会運営委員会を開き協議をいた

しましたので、その結果について御報告いたします。

本定例会に執行部から付議された案件は、報告5件、議案6件、一般質問通告者は7人であります。

会期につきましては、本日5月30日から6月16日までの18日間といたしました。

1日目の本日は、会期等の決定後、執行部からの議案の全てを上程し、議案第37号から議案第39号の町長の専決処分の承認について、及び議案第42号の補正予算につきましては、委員会付託を省き、提案理由の説明後、全体質疑・討論を行い、本日採決をお願いいたします。

議案第40号及び議案第41号につきましては、提案理由の説明後、質疑を行い、所管の常任委員会に付託し、審査をお願いいたします。

付託する委員会は、お手元の付託案件一覧表のとおりであります。

2日目、3日目は休会といたします。

4日目、5日目は、一般質問を7人が行いますが、くじで決定した順により4日目5人、5日目2人といたしました。

6日目は休会といたします。

7日目、8日目は常任委員会を開き、付託案件の審査をお願いいたします。

なお、委員会の開会は午前9時でお願いいたします。

9日目から17日目は休会といたしますが、11日目は常任委員会の審査結果報告書の作成日といたしましたので、委員長は報告書の取りまとめをお願いいたします。

18日目を最終日として、委員長より付託案件の審査結果報告をいただき、質疑・討論・採決を行います。また、総務文教常任委員会の視察研修に係る議員派遣及び議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査についても採決をお願いいたします。

なお、諸般の都合で日程に変更があった場合は、議長において取り計らいをお願いいたします。

以上をもちまして、議会運営委員会の報告を終わります。

○議長【稲川 洋君】 お諮りします。本定例会の会期は、委員長報告のとおり、本日から6月16日までの18日間にしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長【稲川 洋君】 異議なしと認めます。したがって、会期は本日から6月16日までの18日間と決定いたしました。

○議長【稲川 洋君】 日程第3、報告第1号「令和6年度上三川町一般会計予算継続費繰越計算書について」から、日程第7、報告第5号「令和6年度上三川町下水道事業会計予算繰越計算書について」の5議案を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

（町長 星野光利君 登壇）

○町長【星野光利君】 ただ今上程になりました報告第1号から報告第5号までを一括説明いたします。

報告第1号「令和6年度上三川町一般会計予算継続費繰越計算書」につきましては、令和6年度一般会計予算における継続費の通次繰越しとして、令和7年度に繰り越した額について、地方自治法施行令

第145条第1項の規定により、繰越計算書を調製し、報告するものでございます。

内容につきましては、第2款総務費、庁舎・設備維持修繕事業の通次繰越額7億4,743万円。財源内訳は、繰越金2億2,813万円、地方債5億1,930万円で、継続年度である令和7年度へ繰越したものでございます。

次に、報告第2号「令和6年度上三川町一般会計予算繰越明許費繰越計算書」につきましては、令和6年度一般会計予算における繰越明許費として令和7年度へ繰り越した額について、地方自治法施行令第146条第2項の規定により繰越計算書を調製し、報告するものでございます。

事業名、金額、繰越額、財源等の詳細につきましては議案書記載の令和6年度上三川町一般会計予算繰越明許費繰越計算書のとおりでございます。

いずれも令和6年度内に事業が完了しなかったことから、令和7年度へ繰り越したものでございます。

次に、報告第3号「令和6年度上三川町一般会計予算事故繰越し繰越計算書」につきましては、令和6年度一般会計予算における事故繰越として、令和7年度へ繰り越した額について、地方自治法施行令第150条第3項において準用する同令第146条第2項の規定により繰越計算書を調製し、報告するものでございます。

事業名、金額、繰越額、財源等の詳細につきましては議案書記載の令和6年度上三川町一般会計予算事故繰越し繰越計算書のとおりでございます。

いずれも令和6年度内に事業が完了しなかったことから、令和7年度へ繰り越したものでございます。

次に、報告第4号「令和6年度上三川町水道事業会計予算繰越計算書」につきましては、令和6年度水道事業会計予算のうち、令和7年度に繰り越した経費について、地方公営企業法第26条第3項の規定により報告するものでございます。

内容につきましては、第1款水道事業支出、第1項建設改良費、水道事業施設整備費の繰越額が3,459万1,000円、財源は、国庫支出金833万3,000円及び損益勘定留保資金2,625万8,000円でございます。

令和6年度内に事業が完了しなかったことから、令和7年度へ繰り越したものでございます。

次に、報告第5号「令和6年度上三川町下水道事業会計予算繰越計算書」につきましては、令和6年度下水道事業会計予算のうち、令和7年度に繰り越した経費について、地方公営企業法第26条第3項の規定により報告するものでございます。

内容につきましては、資本的支出において、第1款下水道事業支出、第1項建設改良費、流域下水道建設費負担金の繰越額が2,510万円、財源は、企業債2,500万円、損益勘定留保資金10万円でございます。

令和6年度内に事業が完了しなかったことから、令和7年度へ繰り越したものでございます。

以上で報告第1号から報告第5号までの説明を終わります。

○議長【稲川 洋君】 提案理由の説明が終わりましたが、報告第1号から報告第5号につきましては、これをもって終わります。

○議長【稲川 洋君】 日程第8、議案第37号「町長の専決処分の承認を求めることについて（上三

川町税条例の一部改正に関する専決処分)」から日程第１０、議案第３９号「町長の専決処分の承認を求めることについて（上三川町都市計画税条例の一部改正に関する専決処分）」の３議案を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

（町長 星野光利君 登壇）

○町長【星野光利君】 ただ今上程になりました議案第３７号から議案第３９号までを一括説明いたします。

議案第３７号「町長の専決処分の承認を求めること」につきましては、地方税法の一部を改正する法律が施行されることに伴い、本条例の一部を改正し、本年４月１日から施行する必要があることから、地方自治法第１７９条第１項の規定により専決処分を行ったものでございます。

次に、議案第３８号「町長の専決処分の承認を求めること」につきまして御説明いたします。

本案件は、地方税法施行令の一部を改正する政令が施行されることに伴い、本条例の一部を改正し、本年４月１日から施行する必要があることから、地方自治法第１７９条第１項の規定により専決処分を行ったものでございます。

次に、議案第３９号「町長の専決処分の承認を求めること」につきまして御説明いたします。

本案件は、地方税法の一部を改正する法律が施行されることに伴い、本条例の一部を改正し、本年４月１日から施行する必要があることから、地方自治法第１７９条第１項の規定により専決処分を行ったものでございます。

以上で議案第３７号から議案第３９号までの説明を終わります。慎重審議の上、御承認くださいますようお願いいたします。

○議長【稲川 洋君】 提案理由の説明が終わりました。これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長【稲川 洋君】 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長【稲川 洋君】 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから順次、採決いたします。

まず最初に議案第３７号「町長の専決処分の承認を求めることについて（上三川町税条例の一部改正に関する専決処分）」を承認することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長【稲川 洋君】 起立多数です。したがって、議案第３７号は承認することに決定いたしました。

次に、議案第３８号「町長の専決処分の承認を求めることについて（上三川町国民健康保険税条例の一部改正に関する専決処分）」を承認することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長【稲川 洋君】 起立多数です。したがって、議案第３８号は承認することに決定いたしました。

次に、議案第３９号「町長の専決処分の承認を求めることについて（上三川町都市計画税条例の一部

改正に関する専決処分)」を承認することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長【稲川 洋君】 起立多数です。したがって、議案第39号は承認することに決定いたしました。

○議長【稲川 洋君】 日程第11、議案第40号「上三川町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

(町長 星野光利君 登壇)

○町長【星野光利君】 ただ今上程になりました議案第40号「上三川町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について」、御説明いたします。

本案件は、地方公共団体情報システムの標準化に伴い、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第2項に基づき、本条例の一部を改正するものでございます。

以上で説明を終わります。慎重審議の上、可決くださいますようお願いいたします。

○議長【稲川 洋君】 提案理由の説明が終わりました。これから質疑に入るわけですが、質疑の後、本議案については、お手元の付託案件一覧表のとおり所管の委員会に付託しますので、質疑の内容については、努めて基本的な事項としてください。

なお、所属する委員会の内容については委員会において質疑をお願いいたします。

また、以降の議案についても、委員会に付託する議案に係る質疑については同様の取扱いをお願いいたします。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長【稲川 洋君】 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

○議長【稲川 洋君】 日程第12、議案第41号「上三川町税条例の一部改正について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

(町長 星野光利君 登壇)

○町長【星野光利君】 ただ今上程になりました議案第41号「上三川町税条例の一部改正について」、御説明いたします。

本案件は、地方税法において加熱式たばこの課税標準の特例が新設されたこと等に伴い、本条例の一部を改正するものでございます。

以上で説明を終わります。慎重審議の上、可決くださいますようお願いいたします。

○議長【稲川 洋君】 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

なお、質疑の後、本議案についても、お手元の付託案件一覧表のとおり所管の委員会に付託いたしま

す。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長【稲川 洋君】 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

○議長【稲川 洋君】 日程第13、議案第42号「令和7年度上三川町一般会計補正予算（第1号）」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

(町長 星野光利君 登壇)

○町長【星野光利君】 ただ今上程になりました議案第42号「令和7年度上三川町一般会計補正予算（第1号）」について御説明いたします。

今回の補正予算は、国の主導による物価高騰対応定額減税補足給付金事業に要する経費や認定こども園、学童クラブ等に待機児童が発生することを未然に防ぐための経費など、当初予算に見込むことができなかった、又は見込むことが困難であった経費について対応するため、編成したものでございます。

歳入予算につきましては、国庫支出金では、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を増額補正いたします。県支出金では、子ども・子育て支援交付金及び子ども・子育て支援施設整備交付金における県補助金分を増額補正いたします。繰入金では、財政調整基金繰入金を増額補正いたします。諸収入では、自治宝くじ助成金を増額補正いたします。町債では、土木債及び民生債について増額補正いたします。

歳出予算につきましては、総務費では、物価高騰対応定額減税補足給付金事業の経費を増額補正いたします。民生費では、認定こども園等の改修に係る経費に対する補助金を増額補正いたします。衛生費では、子ども家庭センター会計年度任用職員の通勤手当を増額補正いたします。土木費では、用地取得に要する経費を増額補正いたします。消防費では、宝くじ助成事業費を増額補正いたします。

この結果、歳入歳出予算の総額にそれぞれ3億9,247万1,000円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額を149億6,847万1,000円とするものでございます。

また、債務負担行為を第2表のとおり、地方債を第3表のとおり、それぞれ補正いたします。

詳細につきましては所管課長より説明させていただきますので、慎重審議の上、可決くださいますようお願いいたします。

○議長【稲川 洋君】 所管課長の説明を求めます。企画課長。

○企画課長【柴 光治君】 それでは、議案第42号「令和7年度上三川町一般会計補正予算（第1号）」につきまして説明させていただきます。

歳入から説明しますので、補正予算書の12、13ページを御覧いただければと思います。

2の歳入でございます。第14款国庫支出金、第2項国庫補助金、1目総務費補助金2億2,138万2,000円の増額は、1節総務管理費補助金で、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の増額見込みに伴うものでございます。

次に、2目民生費補助金1億3,348万5,000円の増額は、2節児童福祉費補助金で、主に就学

前教育・保育施設整備交付金1億2,392万3,000円で、町の認定こども園等の施設改修などに係る経費を計上するものです。

次に、第15款県支出金、第2項県補助金、2目民生費補助金126万9,000円の増額は、2節児童福祉費補助金で、北小学童クラブ第3教室の空調設置や坂上小学童クラブ第2教室の空調機器設置及び内部改修工事に係る経費分として計上するものです。

次に、第18款繰入金、第2項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金1,533万5,000円の増額につきましては、今回の補正予算の財源不足分として繰入れするものでございます。

次に、第20款諸収入、第4項3目雑入130万円の増額につきましては、宝くじ助成金、こちらはコミュニティ助成事業助成金になりますが、採択となったため増額するものです。

次に、第21款第1項町債、3目土木債350万円の増額につきましては、歳出のほうで説明があるかと思いますが、願成寺地区の（仮称）2号公園用地取得費の増額に伴うものです。

次に、6目民生債1,620万円の増額については、保育所等助成事業費の増額に伴うものです。

以上で歳入の説明を終わりにさせていただきます。

○議長【稲川 洋君】 総務課長。

○総務課長【星野和弘君】 続きまして、14、15ページを御覧ください。

3、歳出について御説明いたします。第2款総務費、第1項総務管理費、2目財産管理費413万6,000円の増額につきましては、14節工事費で、40年以上使用してきた役場庁舎南側の庭園内にある池のポンプ、こちらが故障したことにより、新しいポンプを設置する費用でございます。

以上です。

○議長【稲川 洋君】 税務課長。

○税務課長【信夫一行君】 続きまして、第2項徴税费、2目賦課徴収費、2億2,175万2,000円の増額補正につきましては、政府のデフレ完全脱却のための総合経済対策における物価高への支援として、令和6年度に実施しました定額減税補足給付金に関して、当初給付額の不足額を追加で給付する不足額給付に係る経費を補正するものでございます。

1節報酬98万9,000円、3節職員手当等37万円、8節旅費2万6,000円の増額補正は、事務補助として会計年度職員1人を雇用するための経費です。

10節需用費35万5,000円の増額補正は、事務用品や封筒印刷に係る費用です。10節役務費290万5,000円の増額補正は、郵送料及び振込手数料です。12節委託料210万7,000円の増額補正は、システム改修やデータ処理等に係る費用です。

18節負担金、補助及び交付金2億1,500万円の増額補正は、不足額給付として対象者約7,000人分の給付金を計上したものです。

以上です。

○議長【稲川 洋君】 子ども家庭課長。

○子ども家庭課長【浜野知子君】 続きまして、第3款民生費、第2項児童福祉費、1目児童福祉総務費1,502万2,000円の増額補正は、坂上小学童クラブ及び北小学童クラブにおいて、利用者数の伸びが想定より大きいため、次年度以降に待機児童を出さないよう、新たな教室を開設するものです。

坂上小学童クラブは体育館の更衣室を第2教室として改修し、北小学童クラブは倉庫として使用していた空き教室を第3教室として改修する計画です。

12節委託料320万1,000円の増額補正は、坂上小学童クラブ改修のための設計及び工事監理費となります。

14節工事請負費1,182万1,000円は、坂上小学童クラブ及び北小学童クラブ改修のための増額補正となります。

2目母子福祉費12節委託料71万5,000円の増額補正は、マイナンバーカードを活用した医療費助成のオンライン資格確認先行実施のためのシステム改修費になります。

3目子ども・子育て支援費、18節負担金、補助及び交付金の1億4,429万6,000円の増額補正は、認定こども園、しらさぎ幼稚園とやしお幼稚園の改修に対し、費用の一部を補助金として支出するものです。認定こども園、しらさぎ幼稚園は、保育環境の改善を目的とした壁、床、トイレ等の改修を計画しております。

やしお幼稚園は、待機児童の発生を防ぐことを目的として、0歳児から2歳児も受け入れることができる認定こども園への移行を計画しており、そのための施設改修となります。

続きまして、第4款衛生費、第1項7目保健衛生費、8節旅費の50万円の増額補正は、会計年度任用職員の通勤手当が当初見込みを上回るため、補正するものです。

以上です。

○議長【稲川 洋君】 都市建設課長。

○都市建設課長【鈴木伸司君】 続きまして、16ページを御覧ください。第8款土木費、第4項都市計画費、1目都市計画総務費475万円の増につきましては、公有財産購入費でございまして、願成寺地区市街地整備事業として予定しております願成寺2号公園の用地取得費でございます。

当初、近傍の取引事例でございます価格を参考に予算のほうを設定しておりましたが、その後実施しました不動産鑑定の評価に基づき、補正するものです。

以上です。

○議長【稲川 洋君】 総務課長。

○総務課長【星野和弘君】 続きまして、第9款消防費、第1項消防費、5目災害対策費130万円の増額につきましては、18節負担金、補助及び交付金で、宝くじ助成事業が採択されたことによる本郷台第3自治会自主防災会への防災資機材整備に対する助成でございます。

以上です。

○議長【稲川 洋君】 企画課長。

○企画課長【柴 光治君】 お戻りいただきまして6ページを御覧いただければと思います。

第2表債務負担行為補正、変更でございます。放課後児童健全育成事業指定管理者において、学童クラブの教室の追加に伴い5,078万円増額し、限度額を5億338万1,000円とするものです。

次に、第3表地方債補正、追加でございます。先ほど歳入のところで説明させていただきましたように、表に記載のとおり、12の保育所等助成事業で、限度額を1,620万円とするものです。

次に、第3表地方債補正、変更でございます。6の公園施設整備事業で、こちら先ほど歳入で説明

させていただいたように、補正前の限度額を350万円増額し、補正後の限度額とするものでございます。

以上をもちまして、「令和7年度上三川町一般会計補正予算（第1号）」の説明を終わりにさせていただきます。

○議長【稲川 洋君】 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。
質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長【稲川 洋君】 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長【稲川 洋君】 討論なしと認めます。これで討論を終わります。
これから、採決いたします。

議案第42号「令和7年度上三川町一般会計補正予算（第1号）」を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長【稲川 洋君】 起立多数です。したがって、議案第42号は原案のとおり可決されました。

お諮りします。会議規則第46条第1項の規定により、常任委員会に付託しました議案第40号及び議案第41号については、6月6日までに審査を終了するよう、期限を付けることにしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長【稲川 洋君】 異議なしと認めます。したがって、議案第40号及び議案第41号については、6月6日までに審査を終了するよう、期限を付けることに決定いたしました。

○議長【稲川 洋君】 本日はこれで散会といたします。

なお、明日5月31日及び6月1日は休会とし、2日は午前10時から一般質問を行います。お疲れさまでした。

午前10時35分 散会